

魚沼地区障害福祉組合事務組織規則

平成26年12月25日

規則第3号

(趣旨)

第1条 魚沼地区障害福祉組合の内部組織の設置及びその事務分掌については、魚沼地区障害福祉組合事務組織条例(平成26年魚沼地区障害福祉組合条例第5号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(係の設置)

第2条 条例第2条に規定する課にそれぞれ次の係を置く。

課名	係名
庶務課	庶務係
	給食係
魚沼学園指導課	児童指導係
魚沼更生園支援課	更生支援係
	保健係

(分掌事務)

第3条 前条に規定する係の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

庶務係

- (1) 議会の招集、議案の提出及び監査委員に関すること。
- (2) 条例、規則及び組織に関すること。
- (3) 人事、給与、服務、旅費、公印及び文書に関すること。
- (4) 予算の編成、執行及び決算の調製に関すること。
- (5) 財産の管理及び維持修繕に関すること。
- (6) 職員の勤務の割当に関すること。
- (7) 職員の研修及び職員会議に関すること。
- (8) 新潟県市町村総合事務組合及び職員の公務災害に関すること。
- (9) 魚沼学園・魚沼更生園保護者会、新潟県立小出特別支援学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

- (10) その他指導課の事務に属さないこと。

給食係

- (1) 栄養の計算及び調理指導に関すること。
- (2) 献立表の作成及び給食日誌に関すること。
- (3) 給食物資の発注、検収、保管及び受払に関すること。
- (4) 調理に関すること。
- (5) 検食及び保存食の管理に関すること。
- (6) 給食関係器具の管理及び衛生に関すること。
- (7) その他給食に関し必要なこと。

魚沼学園指導課

児童指導係

魚沼学園の次のことに関すること。

- (1) 年間行事計画及び月間行事計画に関すること。
- (2) 入所児童の生活指導及び寮生活管理指導に関すること。
- (3) 入所児童の職業指導に関すること。
- (4) 入所児童の園外実習及び職場適応訓練に関すること。
- (5) 入所児童の保護指導上必要な関係機関との連携及び保護者との連絡に関すること。
- (6) 入所児童の指導計画に関すること。
- (7) その他入所児童の保護指導上必要なこと。

魚沼更生園支援課

更生支援係

魚沼更生園の次のことに関すること。

- (1) 年間行事計画及び月間行事計画に関すること。
- (2) 入所者の生活指導及び寮生活管理指導に関すること。
- (3) 入所者の作業指導に関すること。
- (4) 入所者の園外実習及び職場適応訓練に関すること。
- (5) 入所者の保護指導上必要な関係機関との連携及び保護者との連絡に関すること。
- (6) 入所者の指導計画に関すること。
- (7) その他入所者の保護指導上必要なこと。

保健係

- (1) 魚沼学園の利用児童及び魚沼更生園の入所者の健康管理及び健康指

導並びに保健衛生及び環境衛生に関すること。

(2) その他保健衛生上必要なこと。

(園長等の職及び職務)

第4条 魚沼学園及び魚沼更生園に園長を置き、次長を置くことができる。

2 園長は、上司の命を受けて組織の事務全体を掌握し、職員を指揮監督する。

3 次長は、園長を補佐し、組合事務を整理する。

(課長等の職及び職務)

第5条 課に課長を置き、課長補佐を置くことができる。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌握し、その事務を処理するため課の職員を指揮監督する。

3 課長補佐は、課長を補佐して課の事務を整理する。

(係長の職及び職務)

第6条 係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌握し、その事務を処理するため係の職員を指揮監督する。

(副参事等の職及び職務)

第7条 前3条に定めるもののほか、必要に応じて、係に副参事及び主任を置くことができる。

2 前項の職員は、上司の命を受け、その命に係る事務に従事する。

(その他の職及び職務)

第8条 第4条から前条までに定めるもののほか、係に次の各号のうち必要な職を置くことができる。ただし、臨時及び非常勤の職については別に定める。

(1) 主事

(2) 主事補

(3) 看護師又は保健師

(4) 栄養士

(5) 児童指導員

(6) 保育士

(7) 生活支援員

(8) 調理員

(9) 用務員

2 前項第1号及び第3号から第7号までに掲げる職は、吏員をもって充てる。

3 第1項第2号、第8号及び第9号に掲げる職は、その他の職員をもって充てる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。